

別表 1 (第 2 条関係)

項目	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
農業用機械導入支援	本山町内に住所を有する中心経営体	農業の生産コスト低減や省力化、生産性向上等を図るための技術導入、I C T等の先端技術を活用した機械整備・システム導入経費等	補助対象経費 1/2 以内 (千円未満切捨て) 上限額 500 千円
機械修繕支援	本山町内に住所を有する農業経営体	自己所有する農業用機械とし、翌年度以降も自らの農業経営に活用するもの	補助対象経費 1/2 以内 (千円未満切捨て) 上限額 30 千円
花卉園芸継続支援	本山町内に住所を有する農業経営体	1 当該年度において収穫を行う園芸用種苗の購入経費	補助対象経費 1/5 以内 (千円未満切捨て) 上限額 100 千円
		2 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づき、農林水産大臣の登録を受けた天敵製剤、防が灯その他の化学合成農薬の使用低減に必要と認められる経費 ただし、天敵製剤を複数回導入する場合でも補助の上限は当該製剤の 1 回使用量の最大量とするが、防除の対象となる害虫に対して異なる種の天敵を導入する場合は複数の天敵製剤を導入できる UV カットフィルム、粘着資材、循環扇は補助対象としない 対象農産物(ピーマン、シシトウ類、ナス類、マメ類)	
		3 花粉交配用ミツバチ等の導入に必要な経費	

注) 1 補助金額は、事業ごとの補助対象経費に「補助率等」欄に定める率又は単価を適用した後、1,000 円未満を切り捨てた額とする。

2 消費税及び地方消費税は、補助対象経費に算入しないものとする。

3 他事業との併用はできない。

4 本事業は、経営体が自らの農業経営に使用する経費とする。

5 農業用機械導入支援において汎用性が高く主に農業以外で使用する機械は対象としない。

6 本事業により導入した機械への付属品については補助の対象としない。

ただし、農業用として異なる作業を実施することが可能となる機能の付属品については補助の対象とする。

7 交付申請は項目毎に 1 申請者につき年度中 1 回までとする。